

声 明

日 本 学 術 会 議 憲 章



平成20年（2008）4月8日

日 本 学 術 会 議

この声明は、日本学術会議憲章起草委員会が中心となり審議を行ったものである。

日本学術会議憲章起草委員会

委員長	鈴木興太郎	(第一部会員)	一橋大学経済研究所教授
副委員長	佐藤 学	(第一部会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
幹 事	鷲谷いづみ	(第二部会員)	東京大学大学院農学生命科学研究 科教授
幹 事	大垣眞一郎	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
	淡路 剛久	(第一部会員)	早稲田大学大学院法務研究科教授
	浅島 誠	(第二部会員)	東京大学大学院理事
	金澤 一郎	(第二部会員)	皇室医務主管
	廣橋 説雄	(第二部会員)	国立がんセンター総長
	入倉孝次郎	(第三部会員)	京都大学名誉教授
	土居 範久	(第三部会員)	中央大学理工学部教授

背景説明

1 『日本学術会議憲章』作成の理由

日本学術会議憲章を今回作成した理由は基本的に2つある。

第1に、第20期日本学術会議は、会員選出手続きの本格的な変更を経て構成されたため、組織の性格と会員の意識の両面において、第19期までとは実質的な相違がある。『日本学術会議法』に基づいて1949年に創設された当初の日本学術会議では、会員の選出は《立候補・公選制度》によっていた。1984年の『日本学術会議法』の一部改正は会員の選出制度を学協会による《推薦制度》に改めて、日本学術会議と学協会との連携関係を組織的に強化した。これに対して、2002年の『日本学術会議法』の一部改正は、第20期の会員の選出を有識者会議による選出に過渡的に委ね、それ以降の新会員の選出は現会員による《直接推薦・選出制度》に委ねたのである。新生日本学術会議の軌道を敷いたこの変更の際して、新たに誕生する組織の目標、責任および義務を明確化する文書を作成・公表すべきことがつとに指摘されていたが、第20期の発足以前にこの文書の作成は果たされず、大きな検討課題として残されたのである。今回の『日本学術会議憲章』は、積み残されたこの課題を継承して作成された文書であって、新生日本学術会議の対外的な誓約を公開する形式をとっている。

第2に、第20期日本学術会議が昨年公表した『科学者の行動規範』の作成過程で検討対象とされた『科学者憲章』の位置付けも、確定されずに残されていた。この『科学者憲章』は第11期日本学術会議が1980年春の総会で採択した《声明》であって、その審議と採択が当時の時代環境を大きく反映して行われた歴史的な文書である。第20期日本学術会議が置かれている環境とその担うべき機能は当時とは大きく異なっているだけに、歴史的な使命を終えた『科学者憲章』をそのまま存続させることの妥当性は乏しいと言わざるを得ない。そのうえ、科学者の不正行為を契機として、研究の推進に際して科学者が遵守すべき倫理規範を定めた『科学者の行動規範』だけでは、日本学術会議の対外的な誓約としては消極的に過ぎるという考え方も、日本学術会議の積極的な誓約事項を公開する新たな憲章を作成すべきであるという主張の底流となってきたのである。あまり省みられないことがない『科学者憲章』に替えて『日本学術会議憲章』を公表することは、日本学術会議の対外的な誓約事項の明確化と、会員・

連携会員による課題の共有化に貢献するものと、われわれは考えている。

『科学者の行動規範』と『日本学術会議憲章』との関係について言えば、『行動規範』は責任ある科学・技術研究のためにすべての科学者が自発的に遵守すべき倫理規範であるのに対して、『日本学術会議憲章』は日本学術会議の会員および連携会員が共有すべき基本的な目標、義務および責任の宣言であって、両者は補完的な役割を担うものであると考えられる。

2 『日本学術会議憲章』の内容および作成の経緯

『日本学術会議憲章』は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを背景として、日本学術会議はこの社会の負託に積極的に対応するという対外的な誓約を明記した《前文》、日本学術会議の具体的な誓約内容を列挙する《本文》および会員・連携会員の義務と責任を述べる《結語》から構成されている。

この『日本学術会議憲章』を起草する過程では、憲章起草委員会の内部学習と共同討議を経て、草案の改訂を繰り返して行ったことは言うまでもないが、2007年秋の総会での討議を経て改訂された草案を第20期の全会員と全連携会員に送付して、日本学術会議の構成員全員の意見を徴する手続きもとった。この問いかけに応じて提出された意見を考慮して憲章起草委員会が準備した最終草案は、2008年3月6日の幹事会における承認を得て、2008年春の日本学術会議総会に提出された。ここに公表する『日本学術会議憲章』は、この手続きを経て採択された日本学術会議の総意に基づく対外的誓約である。

『日本学術会議憲章』

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を**自律的**に遵守する。

第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

(以上)